

議案第39号

債権の放棄について（港湾局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市此花区梅香3丁目31番11号
株式会社 オダ興業
大阪市此花区伝法2丁目11番18号
小田 浩平
- 2 債 権 の 内 容 大阪市此花区桜島3丁目76番内の土地の賃貸借契約に基づく
賃料債権
- 3 放棄する債権の額 金697,888円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放棄の理由 債務者らが破産しており、当該債務を弁済することができる
見込みがないため

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

債務者らに対する土地の賃貸借契約に基づく賃料債権を放棄するため、この案を提出する次第である。